

北文間地域コミュニティニュース

北文間小学校区における「地域コミュニティ」の形成に向けて【最終報告】

私たちの毎日の生活においては、少子高齢化の進展に伴う課題や、安全・安心な暮らしに関する課題などさまざまな課題があります。これらの課題の解決に向けては、行政主体の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

現在、龍ヶ崎市は、市内13のコミュニティセンターを活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の一つに位置づけており、地域で活動する各種団体などが、地域における情報や課題を共有化しながら、連携・協力する組織づくりを目指しています。

北文間地区においても、区長会をはじめ、自主防災会、

民生委員児童委員、コミュニティセンター活動推進協議会の代表者などが集まり、「北文間地域コミュニティ設立準備会」を設置し、平成24年5月から話し合いを進めてきました。これまで10回の会議などを重ね、最終的な案がまとまりましたのでご報告します。



〔北文間地域コミュニティ設立準備会委員〕

役職	氏名	備考
会長	木村 和雅	豊田町区長
副会長	梅原 良幸	北文間コミュニティセンター活動推進協議会長
副会長	武手木 守	南が丘自治会長
会計	栗山 昭司	須藤掘町新田区長
監事	生田 茂次	高須区長
監事	沼崎 哲秀	長沖新田町区長
委員	岡部 美知子	民生委員児童委員
委員	渡辺 紀之	民生委員児童委員
委員	廣瀬 清司	北文間コミュニティセンター活動推進協議会会計
委員	直井 英雄	北文間コミュニティセンター活動推進協議会監事
委員	倉田 正昭	北文間コミュニティセンター活動推進協議会幹事
委員	飯田 恵夫	北方町区長
委員	中村 喜久男	羽黒町区長
委員	渡辺 信夫	須藤掘町本田区長
委員	高谷 巖	長沖町区長
委員	永井 俊一	コミュニティセンターセンター長
委員	大貫 優	コミュニティセンター副センター長

会議などの開催状況

開催日	主な協議内容など
5/25	設立準備会の会則・役員など
7/5	北文間の課題と宝物など
8/23	地域への補助金について
9/26	組織案について 防犯灯の維持管理について
10/3	「埼玉県鶴ヶ島市」視察研修
11/10	事業と予算について
11/27	委員長説明会
12/8	組織の構成について
1/18	規約案・委員の選出について
2/23	組織名称・設立総会について



“北文間らしい活動を” ～コミュニティ協議会のスタートにあたって～

- 1 北文間地域コミュニティ設立準備会 会長
北文間区長会 会長
豊田町区 区長 木村 和雅

我々が居住する北文間地区の高齢化率は、平成24年4月現在で25.6%となっており、龍ヶ崎市全体の20.5%や国の24.1%を上回っております。その一方で、北文間小学校に通う児童の数は100人を切る状況となっており、これらの数値を改めて見てみますと、我が北文間地区も本格的な少子高齢化社会を迎えていることが分かります。

「自助」「共助」「公助」という言葉を耳にする機会がありますが、地域での助け合いである「共助」は、少子高齢化という時代においては、より一層大切になってくるものと思われまます。

現在、北文間地区における地域活動は、区や自治会の活動を中心に、自主防災組織や民生委員児童委員、コミュニティセンター活動推進協議会、北文間小学校などにより行われていますが、お互いに連携・協力するための組織である「北文間コミュニティ協議会」を設立することにより、地区内の情報や課題の共有化を図ることができ、地域活動の活発化につながっていくものと期待しているところです。

平成19年度に実施した地域福祉計画ワークショップでは、「交流・近所づきあい」「安全・安心」「生活環境」などのテーマごとに、地区内での課題が提起されました。これらの課題は誰にでも思い当たる身近なものばかりではありますが、その解決に向けて北文間コミュニティ協議会としても取り組みを進めてまいりたいと思っております。

我々の北文間地区は、緑豊かな田園風景が広がり、住民同士の交流や支え合いのある住み良い環境にあります。また、旧小貝川に飛来する白鳥や南が丘の活発な自主防災活動は、他に誇れるものであります。このような“北文間らしさ”を平成25年度からの北文間コミュニティ協議会の活動に生かして、「一生住みたいと思える地域づくり」を行ってまいりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

「活動推進協議会」から、「北文間コミュニティ協議会」へ！

- 北文間地域コミュニティ設立準備会 副会長
北文間コミュニティセンター活動推進協議会 会長
梅原 良幸

この度、「北文間コミュニティ協議会」の発足に向け10回の準備会会合などをもち、運営体制、事業計画、予算の案がそれぞれでき上がりました。省みますと、「北文間コミュニティ協議会」の前身となる組織は、昭和63年4月に北文間地区「公民館運営委員会」として設立され、その後、平成12年に「活動推進協議会」へ名称を変更し、順次、事業内容を拡大してまいりました。それに伴い地域の皆様との交流もより深くなったものと感じております。なお、長い歴史の中で培われてきた諸事業の内容と精神は、「北文間コミュニティ協議会」にしっかりと継承されております。

今や団塊の世代が65歳以上となり、今後10年間で日本の人口の30%が高齢者となります。北文間地区は特に高齢化が進んでおり、私たちを取り巻く環境も大きく変わることが予想されます。こういった課題に対応するため、私たち地域住民にも「地域でできることは地域でやる」という意識を持つことが求められています。防犯、防災、高齢者支援、生活環境の整備等々の活動には、一人一人の努力と協力が必要です。思い切って一歩前に踏み出した地域の皆様のお力にご期待を申し上げます。

末筆となりましたが「公民館運営委員会」「活動推進協議会」にご尽力をいただきました役員諸氏に対し心よりお礼を申し上げます。

『平成25年度より地域担当職員が配置されます！』

北文間コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）が設立されると、協議会と龍ヶ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より地域担当職員が配置されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

地域担当職員は、龍ヶ崎市役所の課長級職員1名がサポーター長として、課長補佐級職員1名が副サポーター長として、一般職員3名程度がサポーターとして配置されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

新たな組織の名称は「北文間コミュニティ協議会」 4月からスタート！

設立準備会での話し合いの結果、新たな地域コミュニティ組織の名称は「北文間コミュニティ協議会」に決まりました。北文間コミュニティ協議会が取り組む主な活動を紹介します。

1. 防犯灯の管球交換費用の一部を助成します。

防犯灯の電気代や球切れの際の管球交換費用といった維持管理費は、地元の住民自治組織（区や自治会）が負担することとなっています。防犯灯の設置は、防犯や交通安全の点で効果が期待されますが、維持管理費の費用負担はどの住民自治組織にとっても大きなものになっています。

北文間コミュニティ協議会では、安全・安心なまちづくりと、住民自治組織の費用負担の軽減を図る観点から、防犯灯の管球交換費用の一部を助成することとしました。

助成額は次の通りです。

「区や自治会が負担した管球交換費用」×2/3＝助成額（100円未満切捨）



2. 防災活動の充実化を図ります。

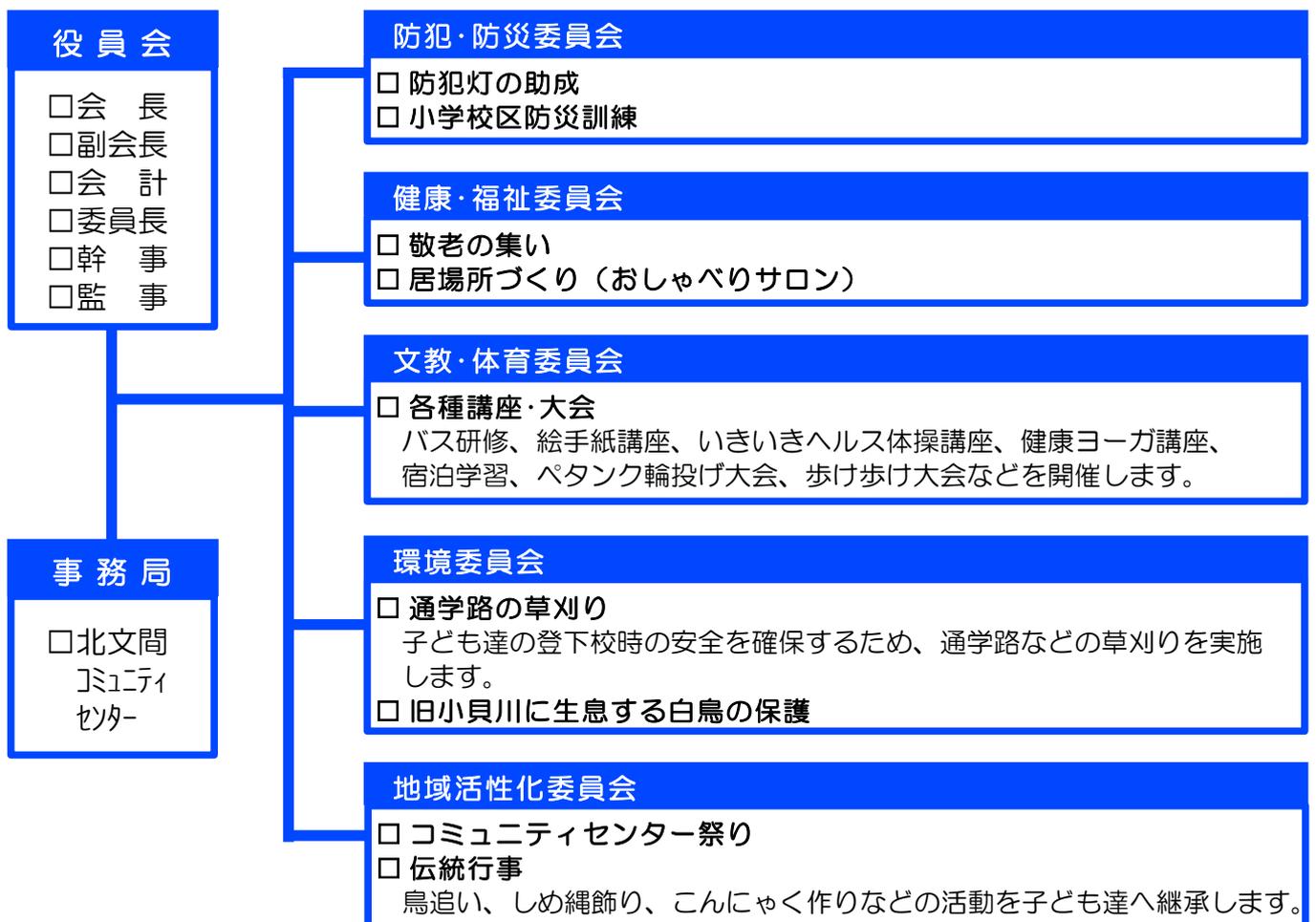
南が丘自主防災会は、防災活動の先進事例として市内外に知られています。

「南が丘の先進的な防災活動を、北文間地区全体に広めたい」との意見が設立準備会で取り上げられ、北文間地区全体として、防災活動の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めることとしました。

3. 住民の皆さんの「居場所づくり（おしゃべりサロンの設置）」

以前に比べ、住民同士の交流が少なくなったとの声が聞かれます。ご近所での「お茶飲み」は、皆さん今でもしていますか？「お茶飲みはしたいけど、お宅にお邪魔するのはちょっと」とためらう方もいらっしゃると思います。でも、そのような心配はもう大丈夫です！

北文間コミュニティ協議会では、コミュニティセンターの図書室を地域の皆さんの「居場所」として活用できるよう検討を進めます。お茶やコーヒーを飲みながら、ゆっくりとおしゃべりを楽しめる場を設け、住民の皆さん同士の交流を図ります。



平成25年度収支予算（案）

収入の部

区 分	予算額	内 訳
1 市補助金	1,519,500 円	基本額 100 万円＋戸数割@500 円×1,039 戸 ※H24.4.1 現在の北文間地区の戸数に基づいて試算した額
2 参加者負担金	397,700 円	
3 雑収入	2,800 円	
計	1,920,000 円	

支出の部

区 分	予算額	内 訳
1 防犯・防災委員会	370,000 円	防犯灯の助成：255,000 円×2/3＝170,000 円 防犯パトロール支援：30,000 円 小学校区防災訓練：30,000 円 避難所宿泊体験訓練：60,000 円 自転車マナー教室：10,000 円 防災講演会：70,000 円
2 健康・福祉委員会	270,000 円	敬老の集い：100,000 円 たまり場用備品等の購入：100,000 円 長寿会活動支援：40,000 円 高齢者の見守り活動支援：30,000 円
3 文教・体育委員会	896,000 円	バス研修：140,000 円 絵手紙講座：47,800 円 いきいきヘルス体操講座：50,400 円 フラワーアレンジメント講座：170,400 円 健康ヨーガ講座：37,800 円 季節の料理講座：79,100 円 ハーブ講座：97,800 円 宿泊学習：102,700 円 ペタンク輪投げ大会：50,000 円 歩け歩け大会：70,000 円 グラウンドゴルフ大会：10,000 円 ゴルフ大会：40,000 円
4 環境委員会	85,000 円	通学路の草刈り：35,000 円 白鳥の保護：30,000 円 花いっぱい運動：20,000 円
5 地域活性化委員会	125,000 円	コミュニティセンター祭り：30,000 円 鳥追い：25,000 円 しめ縄飾り講座：40,000 円 こんにやくづくり講座：30,000 円
6 事務費・広報紙発行	100,000 円	
7 予備費	74,000 円	
計	1,920,000 円	

**《北文間コミュニティ協議会の設立に伴い、
市から交付される補助金などの流れが変わります！》**

各区・自治会の申請に基づき交付された「地域づくり補助金（基本額3万円＋戸数割300円）」とコミュニティセンターへの予算「活動推進協議会補助金（70万円）」及び「講座講師謝礼（20万円）」が廃止され、北文間コミュニティ協議会へ地域コミュニティ補助金が交付されます！

地域コミュニティ補助金＝基本額 100 万円＋（戸数割 500 円 × 戸数）

※ H24.4.1 現在の北文間地区の戸数に基づいて試算した地域コミュニティ補助金額 1,519,500 円（基本額 100 万円＋戸数割 500 円 × 1,039 戸）



〔 北文間コミュニティ協議会規約（案） 〕

（名称及び事務局）

第1条 本会は、北文間コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を龍ヶ崎市北文間コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

（目的）

第2条 協議会は、北文間地区に居住する住民相互のつながりを深めることでふるさと意識を醸成するとともに、地域で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して地域の課題解決を図ることによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (2) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (3) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (4) 地域環境の保全に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要と認められること。

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 北文間地区内の住民自治組織の代表者
- (2) 北文間地区内で活動する各種団体、行政委員及び行政機関の代表者
- (3) 前2号に掲げる者が推薦する者
- (4) その他役員会の承認を得た者

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 委員長 各委員会1名
- (5) 幹事 10名以内
- (6) 監事 2名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

（役員の仕事）

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (4) 委員長は、第13条に規定する委員会を総括する。
- (5) 幹事は、協議会の運営及び調整を行う。
- (6) 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員の仕事期間）

第7条 役員の仕事期間は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の仕事期間は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

（総会）

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

- (1) 定期総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。
- 2 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は、出席した委員の中から互選により選出する。

(総会の決議事項)

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。
- 3 役員会の決議は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 役員会の議長は、会長となる。

(役員会の決議事項)

第12条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第13条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

- (1) 防犯・防災委員会
 - (2) 健康・福祉委員会
 - (3) 文教・体育委員会
 - (4) 環境委員会
 - (5) 地域活性化委員会
- 2 委員会は、第4条に規定する委員をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長、副委員長及び広報担当者を置く。
 - 4 委員会は、当該委員会の委員長が招集する。
 - 5 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第16条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成25年 月 日から施行する。